

## 三の丸地区における周遊拠点の整備について

### 1 整備の方針

市民ホール建設後、現市民会館用地及びその周辺用地を活用し、周辺地区への回遊を促すガイダンス施設、大手門等の歴史的な環境を生かした広場、駐車場などの整備を進める。

### 2 今後の取り組み等

#### (1) 庁内プロジェクトによる検討（平成 21 年度）

関係課職員により構成される庁内プロジェクトを組織し、小田原城跡等の歴史的な資産と調和した周遊拠点の具体的な整備内容を検討するほか、後述の歴史的風致維持向上計画策定に係る課題整理、施策・事業案等を検討する。

#### (2) 歴史的風致維持向上計画への位置付け（平成 21 年度～平成 22 年度）

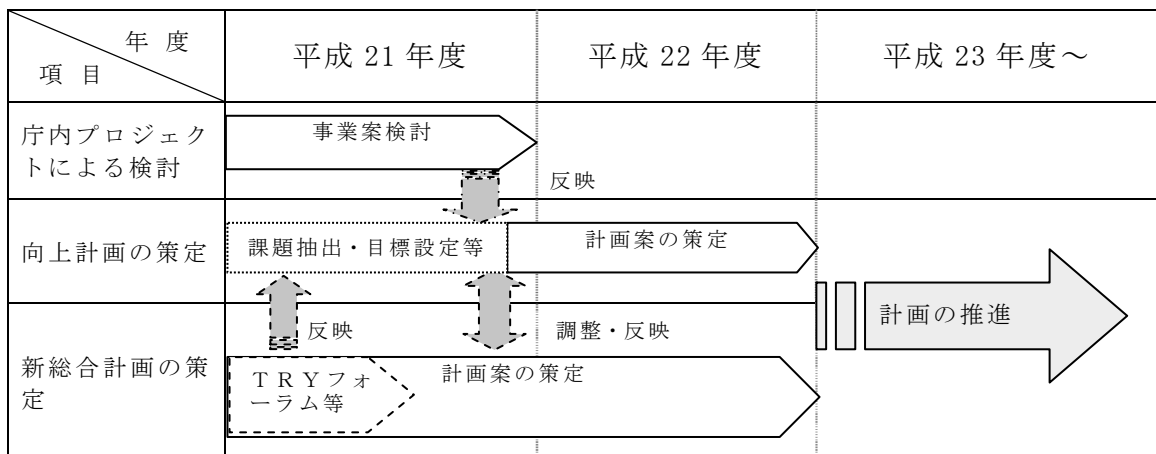
文化財行政とまちづくり行政の連携のもと、総合的、一体的に小田原の歴史や文化を生かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称「歴史まちづくり法」）」による歴史的風致維持向上計画を策定し、当該計画に三の丸地区における周遊拠点の整備を位置付ける。

この策定作業については、新総合計画の策定作業と並行して行い、取り組む施策・事業等の調整を行なう。

#### (3) 施設の整備（平成 23 年度以降）

歴史的風致維持向上計画に基づき、順次整備を進める。

### <参考> 歴史的風致維持向上計画策定スケジュール（案）



### 歴史まちづくり法の概要

